

社会福祉法人愛栄会 役員の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、職務に従事した役員に対して支給する報酬及び費用弁償に関し、必要なことを定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員が職務に従事した場合には、日額の報酬を支給する。

- (1) 理事長 日額 15.000 円
- (2) 理事・監事 1回 9.000 円
- (3) 理事長の命により、職務に従事した場合 理事 日額 15.000 円

(旅費の支給)

第3条 役員が職務のため旅行する場合には、旅行に要する費用弁償として旅費を支給する。

(旅費命令等)

第4条 旅行は理事長が発する旅行命令によって行わなければならない。

- 2 旅費の種類、計算、請求手続き等はすべて職員の旅費規程の例による。

(実施規程)

第5条 この規程に関して、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成元年8月23日から施行する。

改正

平成7年4月1日(第2条2項 日額7.500円を9.000円とする。)

平成20年5月1日

平成22年4月1日